

## 令和6年春の全国交通安全運動山梨県実施要綱

### 第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 第2 期間

- 1 運動期間 令和6年4月6日(土)から15日(月)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和6年4月10日(水)

### 第3 主唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

### 第4 主催機関・団体、協賛機関・団体

別紙のとおり

### 第5 交通安全スローガン

#### 1 メインスローガン

守るのは マナーと家族と 君の明日

#### 2 サブスローガン

あおっちょし！ 命とルール 守ろうよ

交差点 未来を分ける 分岐点

山なしけん うみなしけん じこなしけん

自転車も 車の一種 注意して

歩行者も いつもこころに 免許証

### 第6 運動重点

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- (4) 飲酒運転の根絶(本県重点)

### 【趣旨】

- (1) 次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童(小学生)の負

傷者は歩行中や自転車乗用中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、発生件数が増加する傾向にある。加えて、歩行中児童(小学生)の負傷者の通行目的では登下校中が全体の約3割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路において子どもが危険にさらされている状況にある。また、子どもに限らず、交通事故死者数全体をみると、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められる。このため、子どもが安全に通行できる道路交通環境を確保するとともに、全ての歩行者に対し、道路の安全な横断方法を実践するよう促していくことが必要である。

- (2) 交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車運転中で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、横断歩道横断中の歩行者の死亡事故における車両側の多くに前方不注意や横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、妨害運転(いわゆる「あおり運転」。以下同じ。)等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。このため、自動車等の運転者に対して、歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行を促していくことが必要である。なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であるほか、75歳以上の高齢運転者による交通事故は、免許保有者人口当たりでみると、75歳未満の運転者と比較してより多く発生しているため、横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上が必要である。
- (3) 自転車は、身近な交通手段であるが、自転車乗用中の交通事故死者数、交通事故死者数全体に占める割合は、ほぼ横ばいで推移しており、自転車乗用中の交通事故死傷者数を年齢層別にみると、65歳以上の高齢者の割合が高い。また、自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、ヘルメット非着用の自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が半数以上となっている。さらに、自転車乗用中の死亡事故では、自転車側にも法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行により、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」)のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。以下同じ。)に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、ヘルメットの着用と交通ルールの遵守を促していくことが必要である。
- (4) 依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たない状況であり、未だ飲酒運転による交通事故が高い水準であることから、各関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった飲酒運転の根絶を推進する必要がある。

## 第7 運動の重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

### 1. こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

#### (1) 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心こどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進

#### (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的なルールの周知に加え、自らの安全を守るためにの交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童(小学生)の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童(小学生)への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

### 2. 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

#### (1) 運転者の歩行者優先意識の徹底

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発

## の推進

- オ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

### (2) 妨害運転等の防止

- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

### (3) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

### (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

### (5) 二輪車運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若者層のみならず、中高年にに対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

## 3 自転車・電動キックボード等の特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

### (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用努力義務化の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進
- ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗中自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安

### 全利用に関する広報啓発の推進

- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

### (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ スマートフォン等使用や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

### (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ア 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

## 4 飲酒運転の根絶

### 飲酒運転を絶対にしない、させない取組の徹底

- ア 飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の推進
- イ 飲酒運転四ない運動（「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」）の推進
- ウ 飲酒運転に対する運転免許停止処分及び運転免許取消処分並びにそれに伴う欠格期間等、行政処分についての周知徹底
- エ 飲酒運転に起因する運転免許取消処分者に対する飲酒行動の改善指導の実施
- オ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

## 第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識

され、前記第6及び第7に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨(以下「本運動の趣旨」という。)が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配意するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

## 1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育等、時代に即した効果的な手法による取組を更に推進するものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。
- (5) 県及び市町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (ア) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

ウ 中学校、高等学校、大学等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進
- エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

オ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (カ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (キ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (ク) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

## 2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

## 第9 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

## 別記 1(山梨県交通安全運動 主催機関・団体、協賛機関・団体)

### ●主催機関・団体 43 (順序不同)

山梨県  
山梨県警察  
山梨県教育委員会  
山梨県議会  
市町村  
市町村教育委員会  
関東運輸局山梨運輸支局  
山梨労働局  
国土交通省甲府河川国道事務所  
山梨県市長会  
山梨県町村会  
山梨県道路公社  
中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター  
中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター  
J R 東日本八王子支社  
J R 東日本長野支社  
J R 東海静岡支社  
富士急行(株)  
山梨県公民館連絡協議会  
山梨県老人クラブ連合会  
山梨県青少年団体連絡協議会  
山梨県連合婦人会

山梨県女性団体協議会  
山梨県交通安全協会  
山梨県安全運転管理者協議会  
山梨県高速道路交通安全協議会  
山梨県農協交通安全運動推進協議会  
自動車安全運転センター山梨県事務所  
自動車事故対策機構山梨支所  
山梨県バス協会  
山梨県タクシー協会  
山梨県トラック協会  
山梨県自動車整備振興会  
山梨県軽自動車協会  
軽自動車検査協会山梨事務所  
山梨県二輪車普及安全協会  
山梨県二輪車安全運転推進委員会  
山梨県自動車販売店協会  
山梨県指定自動車教習所協会  
山梨県自転車軽自動車商協同組合  
日本自動車連盟山梨支部  
山梨県食品衛生協会  
独立行政法人 自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所

### ●協賛機関・団体 66 (順序不同)

甲府地方検察庁  
甲府地方法務局  
甲府地方気象台  
甲府保護観察所  
甲府少年鑑別所  
山梨県市議会議長会  
山梨県町村議会議長会  
山梨県公立小中学校長会  
山梨県高等学校長協会  
山梨県市町村教育委員会連合会  
山梨県私学教育振興会  
山梨県P T A協議会  
山梨県高等学校P T A連合会  
山梨県社会教育委員連絡協議会  
山梨県保育協議会  
山梨県専修学校各種学校協会  
山梨県私立中学校高等学校P T A連合会  
山梨県私立幼稚園P T A連合会  
山梨県高等学校生徒指導主事連絡会  
山梨県少年補導員連絡協議会  
山梨県学校警察補導連絡中央協議会  
ボーイスカウト山梨連盟  
ガールスカウト山梨県連盟  
日本道路交通情報センター甲府センター  
山梨県身体障害者運転者会  
山梨県中古自動車販売協会  
山梨県レンタカー協会  
損害保険料率算出機構甲府自賠責損害調査事務所  
山梨県消防協会  
山梨県建設業協会  
山梨県砂利組合連合会  
山梨県山碎石事業協同組合  
山梨県農業機械商業協同組合

やまなし観光推進機構  
山梨県弁護士会  
山梨県医師会  
山梨県社会福祉協議会  
山梨県人権擁護委員連合会  
山梨県商工会議所連合会  
山梨県商工会連合会  
山梨県防犯協会  
日本損害保険協会関東支部山梨損保会  
山梨県老人福祉施設協議会  
山梨県銀行協会  
山梨県信用金庫協会  
山梨県信用組合協会  
山梨県生命保険協会  
日本郵便株式会社甲府中央郵便局  
山梨県たばこ商業協同組合連合会  
N T T 東日本  
山梨県小売酒販組合連合会  
日本赤十字社山梨県支部  
山梨県鮨商生活衛生同業組合  
山梨県職員自家用車通勤者友の会  
山梨県遊技業協同組合  
山梨県大型店協議会  
山梨県中小企業団体中央会  
山梨県興行生活衛生同業組合  
甲府・南・北・西・富士吉田ロータリークラブ  
山梨県歯科医師会  
甲府ホテル旅館協同組合  
ライオンズクラブ オール山梨  
環境パートナーシップやまなし  
山梨県犯罪被害者支援連絡協議会  
地域交通安全活動推進委員協議会  
山梨県石油協同組合

### ●協賛報道機関 15 (順序不同)

山梨放送  
テレビ山梨  
N H K 甲府放送局  
山梨日日新聞社  
朝日新聞甲府総局  
毎日新聞甲府支局  
読売新聞甲府支局  
産経新聞甲府支局

日本経済新聞甲府支局  
共同通信甲府支局  
時事通信甲府支局  
テレビ朝日甲府支局  
エフエム富士  
山梨県C A T V連絡協議会  
山梨新報社